

手話の普及啓発事業「出前手話研修会」

事業について

手話の普及を推進し、ろう者（聴覚障がい者のうち、手話を使い日常生活を営む者）とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指す、「山形県手話言語条例」が平成29年3月に制定されました。

それに伴い、手話の普及啓発のための事業が平成30年度からスタートしました。山形県から山形県聴覚障がい者情報支援センターに委託され「出前手話研修会」として、県民・事業所、県及び市町村の窓口担当職員向けの手話研修、及び地域の児童（放課後児童クラブ等の小学生）に対し手話教室を開催します。

内容

- ・聴覚障がい者について
- ・聞こえにくい体験
- ・手話を覚えよう

※開催時間は数十分～2時間までご相談に応じます。

出前する地域

県内どこへでも！

費用

無料

その他

- ・講座を行う会場は依頼者でご準備願います。
- ・ろうの講師（手話のネイティブ）と聞こえる講師がお伺いします。
- ・年間の開催数が限られておりますので、お早めにご相談ください。

問合せ先

山形県聴覚障がい者情報支援センター

〒990-0021 山形市小白川町2-3-30

T/F 023-666-7616

メール y-mimi@white.plala.or.jp